

■電子的診療情報連携体制整備加算3

[初診時 4 点 再診時 2 点 (いずれも月 1 回)]

- ・ 当診療所では、患者に「より安全で、スムーズな医療」を提供するため、医療 DX を通じて質の高い医療の提供ができるよう体制整備を行っています。
- ・ 診療情報を取得・活用することにより、最適な医療の提供に努めています。
- ・ 正確な情報を習得・活用するため、マイナ保険証のご利用にご協力をお願いします。

■「物価対応料」の算定について

[初診時 2 点 再診時 2 点 訪問診療時 3 点]

- ・ 昨今の物価高騰への対応として、厚生労働省の基準に基づき「物価対応料」を算定しています。ご理解とご協力をお願いいたします。

■「一般名処方加算」の算定について

- ・ 当診療所では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方(一般的な名称により処方せんを発行すること)を行う場合があります。
- ・ 一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。
- ・ なお、一般名で処方した場合は、一般名処方加算が処方せんの交付1回につきそれぞれ算定されます。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく「有効成分」を処方せんに記載することです。

そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

例) カロナール(商品名) → アセトアミノフェン(一般名)

加算 1	8 点	後発医薬品が存在する全ての医薬品が一般名処方された場合
加算 2	6 点	後発医薬品が存在する先発品のうち 1 品目でも一般名処方された場合

■「生活習慣病管理料(Ⅱ)」の算定について

- ・ 厚生労働省の指針に基づき、高血圧症・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主病名とする方は、「生活習慣病管理料」の対象となります。
- ・ 患者個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容・検査結果を記載した「生活習慣療養計画書」を作成いたします。(おおむね 4 か月に 1 回程度)

■「外来感染対策向上加算」の算定について

- ・ 当診療所は、新興感染症の発生時等に自治体の要請を受けて発熱患者の診療等を実施する「第二種協定指定医療機関」に指定されています。

【当診療所における院内感染防止対策の取り組み】

- 感染管理者である診療所長が中心となり、職員全員で院内感染対策を推進します。
- 院内感染対策の基本的な考え方や関連知識の習得を目的に研修会を定期的を実施します。
- 感染症の高い疾患(インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など)が疑われる場合は、一般診療の方と導線を分けた診療スペースを確保して対応します。
- 感染対策に関して基幹病院と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めます。
- 受診歴の有無に関わらず、発熱その他感染症を疑わせる様な症状の患者の受入れを行います。

上記に伴い、次の加算を算定します。

外来診療時の感染防止対策に係る外来感染対策向上加算(月 1 回)	6 点
発熱その他感染症を疑わせる症状の患者に対して適切な感染の防止対策を講じて診療を行った場合の発熱患者等対応加算(月 1 回)	20 点

■「個別の診療報酬の算定項目に分かる明細書」の発行について

- ・ 当診療所では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、「個別の診療報酬の算定項目に分かる明細書」を無料で発行しています。
- ・ 公費負担医療の受給者等で医療費の自己負担がない方についても、明細書を無料で発行しています。
- ・ 明細書には使用薬剤の名称や実施した検査の名称が記載されています。ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、窓口にてその旨も申し出してください。